

地方自治法の一部改正に伴う国による補充的な指示の運用に関する意見書

第213回国会において、国の地方公共団体に対する補充的な指示（以下「国の補充的な指示」という。）の規定が盛り込まれた「地方自治法の一部を改正する法律」が成立しました。

国の補充的な指示をめぐっては、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係の特例について、全国知事会等から地方自治の本来の目的に悪影響を及ぼさないよう国等に運用に関する要請などが行われています。

今回の法改正では、国の補充的な指示を行使した場合に国会への報告義務が追加されるとともに、衆・参両院の総務委員会において、国の補充的な指示は「事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと」、「目的を達成するために必要最小限のものとする」などの附帯決議がなされました。

よって、国におかれては、衆・参両院総務委員会の附帯決議を十分踏まえた上で、国の補充的な指示が現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることのないよう制度運用することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年7月1日

上田市議会議長 池 田 総 一 郎